

松本市感染症情報 号外

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となりました 毎週1回、定点医療機関からの報告数*を公表します

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に類型が変更されました。

重症化リスクがなく症状が軽い方は、市販薬を服用や国が承認した抗原キットを使用しましょう。重症化リスクが高い方や症状が重い方などで受診する場合は、まずかかりつけ医など身近な医療機関に相談し、相談先にお困りの場合は、受診相談センター(0263-47-5670)へご相談ください。

法に基づく外出自粛はなくなりますが、発症2日前から発症後10日間はウイルスを排出する可能性がありますので、マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

<令和5年5月8日からの変更点>

	変更前	変更後
感染症法の分類	新型インフルエンザ等感染症 (2類感染症相当)	5類感染症 (定点把握対象疾病)
感染状況の公表	全数を毎日公表	定点報告数を週1回公表
検査・診療	限られた医療機関で対応	幅広い医療機関で診療 外来対応医療機関として公表
医療費	公費負担	自己負担(保険診療) 新型コロナ治療薬等、一部公費負担あり
療養期間	原則、7日間	感染症法に基づく外出自粛はなし
療養証明書	発生届の対象者のみ発行	発行なし
陽性者オンライン登録	あり	なし
療養施設の手配・ 支援物資の配布	あり	なし

* 定点医療機関からの報告数とは

地域の流行状況を把握するためにインフルエンザや感染性胃腸炎などの定点把握対象の感染症は、長野県が指定した定点医療機関から保健所に報告されます。

長野県内で88か所、松本市内には10か所の定点医療機関があり、定点医療機関あたりの報告数を使用することで、他の地域や全国のデータと比較することができます。

初回の公表となる第19週の定点医療機関あたり報告数は4.60でした。今後は毎週1回、松本市感染症情報で発生状況を公表します。

	定点医療機関あたり報告数 第19週(5月8日~5月14日)
長野県	3.65
松本市	4.60